（B×62.084＋C×78.597＋D×123.787）／A

［略］

算式エ

B×0.052／A

［略］

2　養護老人ホーム被措置者数は、当該年度の四月一日現在において老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定によつて養護老人ホームに入所措置されている者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第三十三　養護老人ホームの措置人数」のうち当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に〇・八四〇〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和三年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⑾居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況⑿地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。

4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和三年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⒀施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。

5　生活支援ハウス施設数は、当該年度の四月一日現在において、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第七項に規定する通所介護を行うこと又は同条第八項に規定する通所リハビリテーションを行うことが可能な施設に併設又は隣接される居住施設のうち、原則として、六十歳以上の者のうち、一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族による援助を受けることが困難な者であつて、高齢等のため独立して生活することについて困難であると市町村長が認めるもの（以下この号において「利用者」という。）の

（B×63.478＋C×80.361＋D×126.551）／A

［同左］

算式エ

B×0.056／A

［同左］

2　養護老人ホーム被措置者数は、当該年度の四月一日現在において老人福祉法の規定によつて養護老人ホームに入所措置されている者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第三十三　養護老人ホームの措置人数」のうち当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に〇・八四〇〇を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和二年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⑾居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況⑿地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。

4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和二年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⒀施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。

5　生活支援ハウス施設数は、当該年度の四月一日現在において、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第七項に規定する通所介護を行うこと又は同条第八項に規定する通所リハビリテーションを行うことが可能な施設に併設又は隣接される居住施設のうち、原則として、六十歳以上の者のうち、一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族による援助を受けることが困難な者であつて、高齢等のため独立して生活することについて困難であると市町村長が認めるもの（以下この号において「利用者」という。）の